

照。

(4) 阿普尼是等の各船 これは(一七〇一)の末尾の三船に同じ。なお後出の表記は阿普礼是とある。

1-17-03

国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨(一四三七、三、二三)

琉球国中山王尚巴志、朝貢等の事の為にす。

今、事理を將て開件し、合行に咨して施行を請うべし。須らく移咨に至るべき者なり。

計件

一件、朝貢の事。今、長史梁求保・達福期・明泰、通事陳康等を遣わし、共同に表文一通を齎捧し、及び永字等号海船三隻に坐駕し、硫黄四万斤・馬五十五匹を装載して管送し、京に赴き朝貢せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所有の蘇木等の物を附搭して前来す。煩為わくは例に照らして奏して給せんことを。施行せよ。

右、礼部に咨す

正統二年(一四三七)三月二十三日

朝貢等の事

永字船一隻 通事蔡濼 馬二十四
硫黄一万五千斤大

地字号船一隻 硫黄官報一万斤大 馬十五匹

咨

勇字号 硫黄官報一万五千斤大 馬二十四 通事李敬

注

- (1) 開件 ことがらを書き出す。
- (2) 梁求保 この入貢は『明実録』正統三年二月己卯の条に記事がある。
- (3) 達福期 正統七年(一四四二)にも進貢した記録がある(『明実録』正統七年四月丁酉の条)。
- (4) 明泰 正統七年(『明実録』正統七年十二月甲寅の条)と、成化八年(一七一一)に進貢した記録がある。
- (5) 蔡濼 一四〇一—四三年。久米村蔡氏(儀間家)の二世(『家譜』(二)一四八頁)。

1-17-04

国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨(一四三八、□、□)

琉球国中山王尚巴志、朝貢等の事の為にす。

今、合に行うべき事理を將て開坐し移咨す。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

一件

朝貢の事。今、義魯結制等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び恭字号海船一隻に坐駕し、馬二十四・硫黄一万斤を装載し、京に赴き朝貢せしむ。

右、礼部に咨す

正統三年（一四三八） 月 日 通事馬俊

咨

注 (1) 義魯結制 この入貢は「明実録」正統三年八月甲戌の条に記

事がある。

1-17-05

国王尚巴志より（礼部あてカ）、貢使の僧官に度牒の給賜を
請う咨（一四三八、□、□）

琉球国中山王、度牒^①を請う事の為にす。

近ごろ僧官齋則の告に拠るに称すらく、今、国土の差遣を蒙り、
使と為りて朝貢するの外、今思うに、本国十刹内の報恩寺^②の僧官^③
を授得し、住持すること年久し。乞う、説きて転達を行い、移文
して度牒を授くるを請うを為さんことを、と。此れに拠り参照す
るに、僧官齋則、道号は天屋なり、実に本国十刹内の報恩寺の僧
官に係わり、住持して歴年を経たり、深く修行に勤む。理として
合に咨して乞うべし。煩^{ねが}為わくは題奏せんことを。度牒を給賜し
て回国せしむれば、誠に便益と為す。咨して施行を請う。

正統三年（一四三八） 月 日

咨

注 (1) 度牒 得度して新たに僧尼・道士となった者に官から下す許

可証。

(2) 報恩寺 『琉球国由来記』公私廃寺本尊併鐘事の項に記事が
ある。創建・廃止の年代は不詳。

(3) 僧官 朝廷から賜わる僧侶の官。僧正・僧都・律師の総称。

1-17-06

国王尚巴志より礼部あて、正旦令節の慶賀の進貢の咨

（一四三八、一〇、四）

琉球国中山王、見^げに慶賀等の事の為にす。

今、各件の事理を將て開坐し移咨す。施行を請う。須らく咨に
至るべき者なり。

計二件

一件、慶賀の事。今、長史^①梁求保を遣わし、表文一通を齎捧し、
及び安字等号海船三隻に坐駕し、通共に馬六十四・硫黄六万斤を
装載し、京に赴き正統四年（一四三九）の正旦令節を慶賀せしむ。
咨して、進収して施行するを請う。

一件、番貨の事。所有の船に随えて附搭する蘇木・貨物は、煩^{ねが}
わくは例に照らして奏して賜わんことを。施行せよ。欽依の事理
及び奉ぜる暦日は遵行するの外、理として合に通行すべし。咨し
て、知会して施行するを請う。

右、礼部に咨す

正統三年（一四三八）十月初四日